

食品等の放射能測定事業について（案）

【事業内容】

- ・食品等の放射能測定器を導入し、市民から申込みのあった食品等について測定する。
 - ・測定の対象とする食品等は一般に流通している食品等以外のもの、及び営利目的以外のものとする。
- （例）家庭菜園で収穫した野菜・果実、自分で採取した山菜・きのこ・卵・魚、母乳、井戸水、土、堆肥 など

【対象】市民（市内に住所を有している人）

【目的】

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、家庭菜園で収穫した野菜等の安全性を心配する市民からの問い合わせが多い。こうしたニーズに応えるため、一般に流通していない食品等の放射能測定を実施し、市民が現状を把握することにより不安を解消することを目的とする。

【測定器の設置場所および台数】

- （条件）
- ・常設できる場所
 - ・流し台がある場所
 - ・施錠できる場所
 - ・トラブルが起きた時、職員が対応しやすい場所

以上のような条件から、下記の施設に設置する。

【黒磯地区】本庁 2階ラウンジ 1台

【西那須野地区】西那須野支所 日直室 1台

【塩原地区】塩原支所 庁舎北側 1台

※選挙期間中は相談室を使用

【箒根地区】ハロープラザ 展示室 1台

※選挙期間中は測定を行わない

【運営体制】

- ・予約受付については、当面職員が対応する。
 - ・測定については、市民団体ボランティアや臨時職員が実施する。
- 市民団体との関係についてはボランティア、委託の両面で検討する。
- 今後、事業内容の詳細が決まった段階で、団体の代表を集めた会議を開催し、各団体の意向を確認する。

※候補団体

- ・消費生活推進連絡会
- ・薬剤師会
- ・那須塩原 放射能から子どもを守る会
- ・住民プロジェクト「那須地域を希望の砦にしよう」事務局
- ・PTA 連絡協議会
- ・黒磯環境ボランティアの会
- ・食生活改善推進員協議会 等

【測定器】

〔名称〕 日立アロカメディカル株式会社 食品放射能測定システム「CAN-OSP-NAI」

〔分析できる放射性物質〕 ヨウ素131、セシウム134、セシウム137

〔検出限界〕 ※10分測定時の値

ヨウ素 131 30Bq/kg

セシウム134 30Bq/kg

セシウム137 30Bq/kg



【予約受付方法】

- ・本庁及び各支所、出張所の担当課窓口にて予約を受付ける。(電話では受付けない。) その際、担当者は「受付簿〔別紙1〕」を記入する。
- ・受付時間は月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分とする。
- ・受付の際、「予約受付票〔別紙2〕」、「測定依頼書〔別紙3〕」及び専用の容器及びビニール袋を渡し、取扱方法等を説明する。
- ・1回の受付で予約できるのは一人一品までとする。また、予約してから測定するまでは新たな予約は受付けない。
- ・本庁及び各支所、出張所の担当者が全体の予約状況を把握できるよう、受付簿を共有フォルダで管理するなどの方法を検討する。

(例えば、本庁が予約多数の場合、他の支所等を案内できるように)

【測定方法】

- ・測定実施日は月～金曜日(祝日除く)の開庁時間の範囲内で検討する。(施設管理上の問題から)
- ・毎日、測定を開始する前にバックグラウンド測定に40分程度要する。
- ・1回の測定に15分程度要することから、測定結果説明等の時間を含めると1件あたりの処理時間は30分程度を考えられる。
- ・以上のようなことから、1日の時間配分は次のようになる。

8:30～9:15	バックグラウンド測定	} 1日 12件	※ 午前、午後各1回ずつ 15分の休憩を入れる
9:15～12:00	5件測定		
13:00～16:45	7件測定		

- ・依頼者が持参した「測定依頼書〔別紙3〕」及び身分証明書を確認する。
- ・測定に係る人員は1台につき1人とする。当面は職員が付き添う。
- ・測定依頼者は、食品等を、細かく刻んだ状態で容器に入れて持参する。
- ・測定に関する費用及び容器代は徴収しない。

【測定結果の取扱い】

- ・測定依頼者に測定結果及び「測定結果について [別紙4]」を渡す。
- ・測定結果については、個人名を特定しての公表はしないが、統計データとして利用することはある。
- ・基準値を超えた場合の対応は、依頼者の判断にまかせる。(流通している食品ではないため) その際、精密測定を行っている機関を紹介する。

【必要経費】

- ・備品代 (測定器、パーテーション、はかり、机、いす、看板等)
- ・消耗品代 (容器、ビニール手袋、事務用品等)
- ・臨時職員賃金

※測定器購入代は臨時議会、それ以外の予算は12月補正で要求する。

【担当課】 本庁 生活課
西那須野支所 市民福祉課
塩原支所 総務福祉課
箒根出張所

【スケジュール】

時期	内容
9月中旬	先進地視察
11月	測定器発注 (環境対策課)
11～12月	団体の決定 設置場所の決定 取扱い要領、マニュアル等の作成
1月初旬	測定器納品 市民への周知 予約受付開始 測定実験、技術指導など
1月中旬	測定開始

【その他】

- ・事業終了後の測定器の取扱いについて要検討。

食品等の放射能測定事業の流れ

予 約 受 付

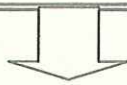
【受付場所】本庁及び各支所・出張所の担当課窓口 ※電話受付はしない。

【受付時間】月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

【手順】①担当者は依頼者から住所、氏名、測定希望日、検体名等を聞き取り、「受付簿〔別紙1〕」に記入する。

②依頼者に「予約受付票〔別紙2〕」、「測定依頼書〔別紙3〕」及び専用容器を渡し、取扱方法を説明する。

③担当者は、「受付簿」様式にデータ入力する。



測 定

【測定場所】本庁・西那須野支所・塩原支所・ハロープラザ

【測定時間】月～金曜日（祝日除く）午前9時30分～午後4時30分

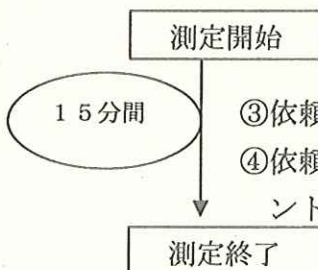
※1日の時間配分

8:30～9:15	バックグラウンド測定	} 1日 12件
9:15～12:00	5件測定	
13:00～16:45	7件測定	

※午前、午後各1回ずつ
15分の休憩を入れる。

【手順】①「受付簿〔別紙1〕」、「予約受付票〔別紙2〕」及び身分証明書により依頼者を確認する。

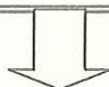
②依頼者から検体を預かり、測定器にセットする。



③依頼者が持参した「測定依頼書〔別紙3〕」を確認する。

④依頼者に「測定結果について〔別紙4〕」により、測定結果の見方のポイントを説明しておく。

⑤依頼者に、測定結果・「測定結果について〔別紙4〕」を渡し、検体を返却する。



事 後 処 理

①担当者は、「測定依頼書〔別紙3〕」に測定結果を添付し、保管する。

②担当課において、測定結果をデータ管理する。

那須塩原市における放射能検査のスキーム

導入団体	県(スクリーニング検査)	農協	市
対象	系統外出荷の農産物 (産直、市場出し、個人出荷) 農業関係団体の要請農産物等	系統出荷の農作物 組合員の個別要請の農産物等 (学校給食) 学校給食供給の農産物	市民が持ち込む農産物等
周期	週1回 20検体	随時	平日
運用 開始時期	平成23年10月初旬	平成23年10月中旬	平成24年2月予定